

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

6 月分

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由(注1)</a> <a href="#">(随意契約理由番号)</a>	WTO
1	令和2年度営業所オンラインシステム改修 業務委託(その3)	情報処理－ 情報処理	株式会社日立システムズ 関 西支社	¥4,348,300	令和2年6月2日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G4	－
2	令和2年度水道局工事等積算システム改 修業務委託	情報処理－ 情報処理	東芝デジタルソリューションズ 株式会社 関西支社	¥3,410,000	令和2年6月10日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G4	－

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和2年度営業所オンラインシステム改修業務委託（その3）

### 2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

### 3 随意契約理由

本業務は、各水道センターなどで日常的に使用している営業所オンラインシステム（以下、「本システム」という。）の改修を行うものです。

改修内容につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、市民生活への支援として水道料金及び下水道使用料の減免にかかる料金計算プログラムの改修を行うものです。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、業務の履行にあたり現在稼働中のシステムに障害が発生した場合には、業務への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧する必要があります。

さらに、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社日立システムズが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号 06-6616-5475）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和2年度水道局工事等積算システム改修業務委託

### 2 契約の相手方

東芝デジタルソリューションズ株式会社

### 3 随意契約理由

本業務は、水道局工事等積算システム（以下、「システム」という。）のミドルウェア更新に伴い、システム改修を行うものです。

当該システムは上記業者が独自に開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、業務の履行にあたり現在稼働中のシステムに障害が発生した場合には、業務への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧する必要があります。

さらに、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行しシステムに障害が発生した場合、その原因が本業務によるものか、システム固有の問題なのか原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確となり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは東芝デジタルソリューションズ株式会社が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

### 5 担当部署

水道局工務部工務課技術監理担当（電話番号 06-6616-5524）